

## IV 基金が行う補償

職員の公務災害又は通勤災害について基金が行う補償としては、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります（資料P. 62参照）。以下、これらのうち主なものについて、順次項目ごとに説明していくことにします。

### 1 療養補償

#### (1) 補償の範囲

療養補償は、職員が公務又は通勤により負傷し又は疾病にかかった場合に、それが治ゆ（治ゆ認定）するまでの期間、必要な療養を行い（現物補償）、又は必要な療養の費用を支給して（金銭補償）行うものです。（法第26条）

この療養の範囲は、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものであって、その内容が個々の傷病に即して、医学上、社会通念上妥当と認められるものとされています（法第27条）。

#### ア 診察

- (ア) 医師及び歯科医師の診察（往診を含む）
- (イ) 療養上の指導及び監視
- (ウ) 診断上必要なあらゆる化学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査及びその他の検査
- (エ) 診断書、処方箋又は意見書等の文書

《留意事項》

- ◆ 私病や認定されていない傷病に対する治療、被災職員が元々有していた素因・基礎疾患等によって生じた治療等は認められません。補償として認められるのは、認定を受けた傷病に対する治療等に限り、したがって、医療機関等で医療行為を受けたものについて、全て補償が行われるとは限りません。
  
- ◆ 文書料について
  - ・ 診断書等の文書料は、補償の実施上必要な文書で、原本を基金支部に提出したものに限られます。その他の目的（病気休暇の申請等）に使用したものは補償の対象になりません。
  - ・ 公務災害・通勤災害の認定請求に使用した診断書料に係る消費税は、消費税法及び同施行令の規定により、非課税とされていますので、その旨、病院の窓口に出してください。（消費税法第6条、別表第2第6号ト、同施行令第14条第19号）
  - ・ 認定請求時の診断書において、傷病名が「〇〇疑い」と記載されている場合、「疑い」のままでは取り扱うことができませんので、確定診断がつくものかどうか医師に必ず確認してください。

イ 薬剤又は治療の材料

- (ア) 内服薬、外用薬
- (イ) ガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木等の治療材料のうち医師が必要と認めたもの、又は直接治療に関係あると認められるもの
- (ウ) 便器、氷のう、ゴム等で医師が必要と認めたもの
- (エ) 歯科補綴

療養中に使用したものであっても、日常生活一般に必要とされるような用品（コップ、タオル等）については、原則として認められません。

ウ 処置、手術その他の治療

- (ア) 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置手術
- (イ) 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔
- (ウ) その他の治療
  - a 熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等で医師の指導のもとに行われるもの

- b 柔道整復師による施術
- c 温泉療法、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等で医師が必要と認めたもの

《留意事項》

- ◆**輸血**…輸血の処置費、血液の料金、血液の輸送費、血液の検査料等が含まれます。この場合、家族等による輸血の場合も、一般の保存血液による輸血の場合と同様に療養補償の対象として認められます。
- ◆**手術**…現在の医学通念から、一般にその治療効果が認められている方法による必要があります。
- ◆**柔道整復師による施術**…脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術について認められます。なお、脱臼又は骨折の患部に対する施術については、応急手当の場合を除き医師の同意を得た上で施術を行うこととされていますが、この場合の医師の同意については、医師の同意を得た旨が施術録に記載されていることが認められれば、医師の同意書を添付する必要はありません。
- ◆**はり等**…あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術については、医師が必要と認めたものに限り認められます（医師の同意書添付のこと）。

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲

(ア) 居宅における療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る）に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理

(イ) 居宅における療養に伴う世話その他の看護

- a 居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等の行う療養上の世話又は診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む）
- b 重症のため医師が常に看護師（看護師がいなかったためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む）の看護を要するものと認めた場合の看護料（(ア)に掲げるものを除く）

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲

(ア) 病院又は診療所への入院

- a 入院（入院に伴う食事を含む）
- b 入院中死亡した場合の死体の安置

(イ) 病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護

- a 重症のため医師が常に看護師（看護師がいなかったためこれに代わって看護を行う者

- を付した場合を含む) の看護を要するものと認めた場合の看護料
- b 看護師又はこれに代わって看護を行う者を得られないためにこれに代わって家族が付添った場合はその付添の費用

#### カ 移送の範囲

- (ア) 災害発生場所から病院、診療所等までの交通費
- (イ) 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費
- (ウ) 独歩できない場合の介護付添に要する費用
- (エ) 災害発生場所、病院又は診療所等から自宅までの死体運搬の費用
- (オ) その他必要と認められる移送費用で現実に要したもの

通院のための交通費については、一般的には電車、バス等の公共交通機関の利用について認められるものです。

タクシー等の利用については、被災職員の傷病の部位及び状況などから、医師が必要と認める場合に限って認められます。タクシー等を利用した場合には、移送費明細書にタクシー等の利用を必要とする医師の所見を記入してもらい、療養補償請求書に添付してください。

(※ 公共交通機関を利用した場合には、移送費明細書に医師の所見を記載してもらう必要はありません。)

## (2) 請求・手続

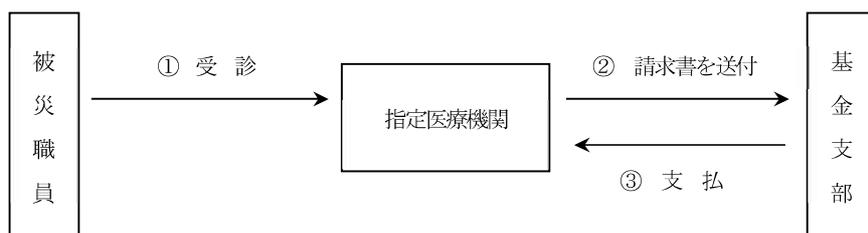
基金から認定通知書を受け取ったら、速やかに医療機関に通知書を提示するなどして認定結果を知らせ、療養補償の請求手続を行ってください。

手続きは、受診先（指定医療機関・非指定医療機関）や支払の方法（受領委任・非受領委任）により異なりますので、次のア～ウに従って請求してください。

### ア 指定医療機関の場合（指定医療機関一覧表 P. 72）

「療養費の給付請求書」（様式第5号）に必要事項を記入し、指定医療機関へ提出してください。

指定医療機関から直接基金へ請求されますので、以後被災職員は請求手続をする必要がありません。

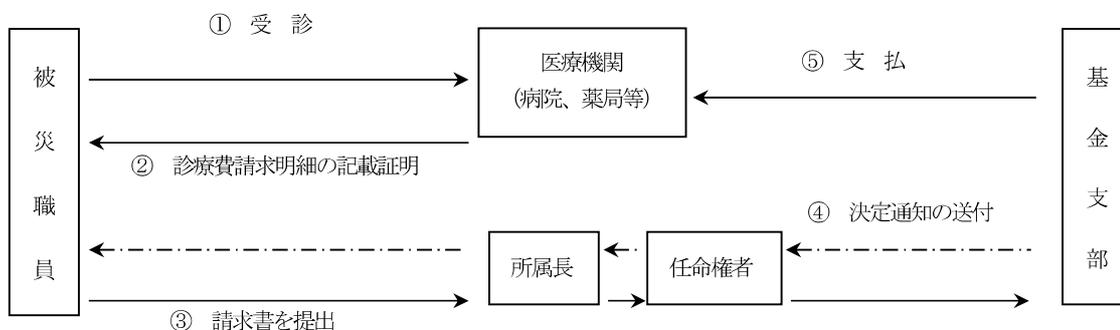


イ 指定医療機関以外の場合（受領委任）

- ・ 「療養補償請求書」（様式第6号）に、認定番号欄、被災職員に関する事項欄を記入してから、必要事項の記入を医療機関へ依頼してください。
- ・ 医療機関から記載が完了した療養補償請求書を受け取ったら、被災職員は請求者の欄、受領委任欄の受領委任者の部分を記入し、必ず、所属（任命権者）を通して基金支部へ提出してください。

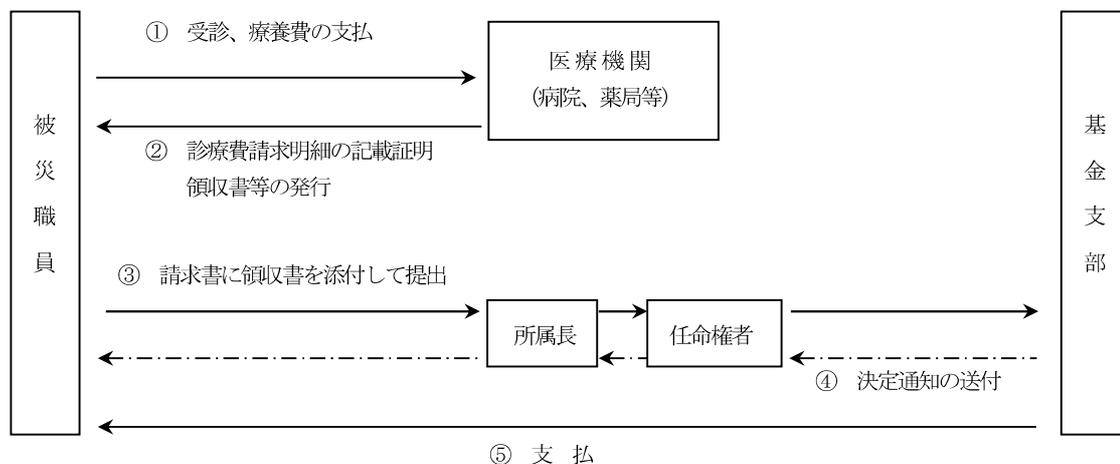
なお、基金支部へ提出する前に、所属の公務災害担当課において内容に不備がないかチェックしてください。

- ・ 基金支部では、請求書を審査の上、医療機関が指定した金融機関口座へ振込をします。



ウ 全額又は診断書・補装具等の料金を自己負担した場合（非受領委任）

- ・ 「療養補償請求書」に医療機関から診療費請求明細を記入してもらい証明を受け、必要な領収書を添付して、所属（任命権者）を通して基金支部へ提出してください。
- ・ 基金支部では、請求書を審査の上、被災職員が指定した金融機関口座へ振込をします。



第三者加害の場合、加害者又は加害者が加入している保険により支払ってもらうことが原則です。「Ⅶ 第三者加害事案について (P.106～)」を参照の上、補償先行が必要と思われる場合には、基金に相談の上、手続を進めてください。

エ やむを得ず共済組合員証等を使用してしまった場合

公務災害又は通勤災害として認定された傷病の治療を受ける場合、又は治療を受ける傷病について公務災害又は通勤災害の申請を考えている場合は、共済組合員証を使用しないでください。

やむを得ず共済組合員証等を使用してしまった場合は、以下のいずれかの方法により請求してください。

(ア) 被災職員が負担した3割分について、医療機関に返還してもらい、全額を受領委任で請求する。※できる限りこちらの方法をとってください。

(イ) 被災職員が負担した3割分を、本人請求として基金へ請求する。

→ 共済組合等に請求された7割分については、基金と共済組合等で精算を行います。

共済組合員証を使用した場合には、認定後に認定請求書の写しを添えて、共済組合へ認定結果を連絡してください。

所属（任命権者）から療養補償請求書を基金支部に送付する際の確認事項

- ① 必要事項はすべて記入、押印されているか。
  - ② 振込先口座に誤りがないか。
  - ③ 診療費請求明細の計算誤りはないか。
  - ④ 傷病名は認定されたものか。
  - ⑤ 傷病の経過、転帰は記載されているかどうか。
  - ⑥ 文書料については、使用目的が公務（通勤）災害の認定のためのものであるか。
  - ⑦ 請求内容に応じた添付書類が付されているか。
    - ◆治療費……領収書
    - ◆文書料……領収書
    - ◆補装具等……医師の証明書、領収書
    - ◆室料差額……上級室個室等証明書（支部様式第7号）、領収書（内訳明記）
    - ◆看護料……看護証明書、領収書（家族の場合は不要です）
    - ◆移送料……移送費明細書（支部様式第8号）、領収書（電車、バス等領収書の発行されない場合を除く）
    - ◆その他……売薬、コルセット、松葉づえ等を治療中に医師の指示で購入した場合は、それが治療上必要であることを証明する医師の意見書及び領収書を添付してください。
- (注) 受領委任の方法で請求する場合は、領収書は不要です。

療養補償請求書は、必ず「任命権者の公務災害担当課」を通じて提出してください（指定医療機関からの請求は除く。）。

補償に関する問い合わせについても、必ず「任命権者の公務災害担当課」を通じて行ってください。

(3) 転医について

ア 転医の認められる場合

医療上又は勤務上の必要性が認められる場合に限り、転医が認められます。

《転医が認められる例》

- ・ 災害発生場所の最寄りの医療機関で応急手当を受けたあと、療養に適した専門医療機関へ転医する場合
- ・ 療養の経過上から、勤務先又は自宅から通院に便利な医療機関へ転医する場合
- ・ 療養の経過上、現在担当している医師が医療技術、施設等の問題から、他の医療設備の整った医療機関を紹介し、転医させる場合

イ 転医の認められない場合

自己都合による転医や、重複診療等は原則として必要な療養とは認められず、初診料、各種検査料、療養と重複する治療費や移送費等は支給されません。

(4) 治ゆ

療養補償は、認定された傷病が治ゆしたときをもって終了します。災害補償制度では、次の場合「治ゆ」といいます。

ア 完全治ゆ…完全に傷病が治った場合

イ 症状固定…医学上一般に認められた治療行為では、療養の効果が期待できず（対症療法のみ行っている状態）、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態

痛みが残存しているなど、災害を受ける前の状態に戻っていない場合でも、症状の回復が見込めない場合は症状固定となり、療養は終了となります。この場合、痛みを和らげるための治療（対症療法）などは、療養補償の対象になりません。

同一の事故により2つ以上の負傷又は疾病があるときは、その2つ以上の負傷又は疾病の全部が治ったときをもって「治ゆ」とします。

また、「急性症状に限る」として災害を認定した場合は、急性症状が消退した時期をもって治ゆとなります。

ウ 治ゆ後

医学上一般に承認された治療方法によっては療養の効果を期待し得ない状態となり、症状も固定するに至った場合は、治ゆということになります。その後、残存障害が残った場合には、その程度によって障害補償の対象となることがあります。（P.76参照）

したがって、例えば、火傷の治療をした後、醜状痕が残ってしまったような場合には、その程度が規則別表に該当すれば、請求により障害補償を受けられることがあります。

## (5) 治ゆ報告書

傷病が治ゆした場合には、被災職員は、速やかに治ゆ報告書（支部様式第14号）を基金支部へ提出してください。治ゆ報告書は、所属長の確認を受けた上で、任命権者を經由して提出してください。

なお、治ゆ報告書に診断書を添付する必要はありません。

### ア 所属長の治ゆ確認と指導

療養補償の転帰欄に「治ゆ」の記載があった場合は、被災職員に確認の上、速やかに「治ゆ報告書」を提出するよう指導してください。

### イ 第三者加害事案

「示談先行」の取扱いになっているもので、基金から療養補償等を受けていない場合であっても、「治ゆ報告書」は提出してください。

治ゆ報告書が提出された事案については、治ゆ認定がなされ、治ゆ年月日の翌日以降になされた対症療法等は補償の対象とはなりません。したがって、治ゆ後の対症療法、経過観察等のため通院が必要な場合には、共済組合員証により受診することとなります。

## (6) 長期療養事案への対応

療養の開始後1年6か月を経過した日（以下、「基準日」とする。）において、傷病が治っていない場合、速やかに任命権者を經由して、「療養の現状等に関する報告書」（様式第38号）を提出してください。基準日以後において引き続き療養が継続している場合は、その後も随時、基金から報告書の提出を求めることがあります。

各地方公共団体の公務災害担当者は、被災職員の療養が相当長期に及んでいるときには、療養の状況を常に把握し、症状固定となっていないかに注意して、症状固定と認められるものについては治ゆ報告書の提出を促し、いたずらに療養が長びくことのないようにしてください。（月1回程度の通院や、いわゆる対症療法となった事案については特に注意してください。）

指 定 医 療 機 関

名 称	郵便番号	所在地・電話番号	診 療 科 目
埼 玉 病 院	351-0102	埼玉県和光市諏訪2-1 048(462)1101	内、精、呼内、消内、循内、小、外、消化器外科、乳腺外科、整、形、脳神経 内科、脳、呼外、小外、皮、泌、産婦、眼、耳、放、内視鏡内科、内視鏡外 科、麻、リハ、病理診断科、緩和ケア内科、心血、総合診療科、救急科、 歯外、腫瘍内科、血液・膠原病内科、腎臓内科、糖尿病内科
西 埼 玉 中 央 病 院	359-1151	埼玉県所沢市若狭2-1671 04(2948)1111	内、代謝・内分泌内科、呼内、消内、循内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、 眼、耳、歯、放、麻、神内、精、リハ、病理診断科
東 埼 玉 病 院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜4147 048(768)1161	内、外、整、歯、歯外、呼、循、小、放、耳、神内、リハ、アレ、眼、皮、呼外、 リウ
防 衛 医 科 大 学 校 病 院	359-8513	埼玉県所沢市並木3-2 04(2995)1511	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、放、麻、歯外、形、心血、神内、 循内、腎臓内科、内分泌・代謝内科、消内、感染症・呼吸器内科、血液内 科、消化器外科、呼外、乳腺・内分泌外科、小外、がん・薬物療法・腫瘍 内科
川 口 総 合 病 院	332-8558	埼玉県川口市西川口5-11-5 048(253)1551	内、外、小、泌、眼、耳、整、脳、皮、放、消内、麻、循内、神内、呼内、産婦、 精、呼外、血管外科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、病理診断科、臨床 検査科、リハ、腫瘍内科、心外
鴻 巣 病 院	365-8512	埼玉県鴻巣市八幡田849 048(596)2221	内・精
加 須 病 院	347-0101	埼玉県加須市上高柳1680 0480(70)0888	内、呼内、消内、脳神経内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、漢 方内科、血液内科、循内、小、外、呼外、乳腺外科、内視鏡外科、 心血、脳、泌、耳、眼、皮、整、形、救急科、リハ、放、麻
な で し こ メ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	365-0038	埼玉県鴻巣市本町1-1-3 エルミこうのす(エルミ2)4階 048(598)6600	精、心療
内 牧 ク リ ニ ッ ク	344-0051	埼玉県春日部市内牧3149 048(755)2118	内、代謝・内分泌内科、乳腺腫瘍内科
さ い た ま 赤 十 字 病 院	330-8553	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-5 048(852)1111	内、外、産婦、耳、皮、泌、眼、整、小、脳、循内、放射線治療科、放射線診 断科、心外、リハ、麻、呼外、精、脳神経内科、形、緩和ケア内科、歯外、 病理診断科、消内、呼内、血液内科、糖尿病内分泌内科、リウ、腎臓内 科、乳腺外科、腫瘍内科、救急科、肝臓・胆のう・膵臓内科
小 川 赤 十 字 病 院	355-0397	埼玉県比企郡小川町小川1525 0493(72)2333	内、循、呼、精、神内、外、消、小、整、泌、脳、眼、婦、皮、耳、麻、放、リハ、 乳腺・内分泌外科、リウ、内分泌・糖尿病内科、腎臓内科、血液内科
深 谷 赤 十 字 病 院	366-0052	埼玉県深谷市上柴町西5-8-1 048(571)1511	内、外、小、皮、耳、眼、整、産婦、消、脳、泌、麻、形、小外、精、循、心血、呼 外、緩和ケア外科、歯外、病理診断科、放射線診断科、放射線治療科、 救急科、乳腺外科
さ い た ま 北 部 医 療 セ ン タ ー	331-8625	埼玉県さいたま市 北区宮原町1-851 048(663)1671	内、小、泌、外、皮、耳、婦、眼、放、整、麻、循内、歯外、呼内、消内、腎臓内 科、リハ、糖尿病内科
埼 玉 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー	330-0074	埼玉県さいたま市 浦和区北浦和4-9-3 048(832)4951	内、外、小、整、皮、泌、麻、産婦、眼、耳、神経精神科、放、脳、リウ、形、心 療、循内、神内、消化器外科、病理診断科、呼内、消内、呼外、乳腺外科、 糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、心血、血液内科、救急科

## 2 休業補償及び休業援護金

### (1) 休業補償

職員が公務災害又は通勤災害による負傷、疾病の療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、請求により「休業補償」として勤務することができない期間1日当たり平均給与額の100分の60に相当する額が支給されます。ただし、刑事施設等に拘禁又は収容されている期間については、休業補償は支給されません。(法第28条)

### (2) 支給要件

休業補償は次の要件をすべて満たす場合に支給されます。

- ◆ 公務又は通勤による傷病のため療養していること
- ◆ 療養のため勤務することができないこと
- ◆ 給与を受けていないこと

### (3) 休業援護金（福祉事業）

休業補償は平均給与額の100分の60とされていますが、休業に対する損失補填として、共济給付の休業手当金との均衡上不十分であるため、実質的に休業補償の上積みを目的として支給されるもので、次のいずれかに該当する職員に、勤務することができない期間1日当たり平均給与額の100分の20を限度として支給されます。(業務規程第28条)

- ◆ 休業補償を受ける者
- ◆ 公務災害、通勤災害の療養のため、所定の勤務時間の全てを勤務することができない場合において、支給される給与の額が平均給与額の100分の60以上で、かつ、100分の80に満たない者

### (4) 請求（申請）手続

休業補償及び休業援護金を受けようとする者は、休業補償請求書・休業援護金申請書（様式第7号）に、平均給与額算定書を添えて、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

この場合、請求書に療養のため勤務することができなかつた旨の「医師の証明」欄が設けられているので、その証明を受け、さらに請求にかかる期間中の休業日数等に関する証明を所属部局長から受ける必要があります。

### 3 傷病補償年金とその福祉事業

#### (1) 傷病補償年金

職員が公務又は通勤により負傷し又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過した日又は同日後、次の要件のいずれにも該当することとなった場合に、その状態が継続している期間に支給されます。(法第28条の2)

- ◆ 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- ◆ 当該負傷又は疾病による障害の程度が、規則別表第2に規定する傷病等級(第1級～第3級)に該当すること。

#### ア 傷病等級について

##### 規則別表第2

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	1 両目が失明しているもの	1 両目の視力が0.02以下になっているもの	1 1眼が失明、他眼の視力が0.06以下になっているもの
口	2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの		2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
精 神 神 経	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸 腹 部 臓 器	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上 肢	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの	4 両上肢を腕関節以上で失ったもの	5 両手の手指の全部を失ったもの
下 肢	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの	5 両下肢を足関節以上で失ったもの	
そ の 他	9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

#### イ 支給額

傷病補償年金は、傷病等級に応じ、下表のとおり支給されます。

傷病等級	年 金 額
第 1 級	平均給与額に 313 を乗じて得た額
第 2 級	〃 277 〃
第 3 級	〃 245 〃

#### (2) 傷病特別支給金（福祉事業）

傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

傷病等級	支給金額
第 1 級	114 万円
第 2 級	107 万円
第 3 級	100 万円

#### (3) 傷病特別給付金（福祉事業）

傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として、傷病補償年金の額に 100 分の 20 を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は 150 万円に下表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とします。

傷病等級	率
第 1 級	365 分の 313
第 2 級	365 分の 277
第 3 級	365 分の 245

#### (4) 申請手続

傷病補償年金は、他の補償と異なり基金が職権で決定するものです。これは、基金が療養補償を行っている関係上、当該障害の状態を知りうる状態にあるためです。したがって職員側から請求する必要はありません。

ただし、福祉事業である傷病特別支給金と傷病特別給付金については、「傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書」に、平均給与額算定書を添付して基金支部長宛て申請する必要があります。

#### (5) その他の福祉事業

傷病補償年金の受給権者は、このほかに介護補償、奨学援護金、就労保育援護金の受給資格に該当する場合があります。(P. 80, 81、P. 92～94参照)

### 4 障害補償とその福祉事業

#### (1) 障害補償年金及び障害補償一時金

職員の公務又は通勤による負傷又は疾病が治癒したとき、身体に障害が残っている場合には、請求により、その障害の程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金が支給されます。(法第29条)

障害補償年金は、その障害が障害等級表(規則別表3)に規定する障害等級第1級から第7級までの障害に該当する場合に支給され、障害補償一時金は、第8級から第14級までの障害に該当する場合に支給されます。(障害等級早見表参照)

#### (2) 支給額

障害補償は、障害の等級に応じてそれぞれ次のとおり支給されます。

種別	障害の等級	支給額
障害補償年金	第1級	平均給与額に313を乗じて得た額
	第2級	〃 277 〃
	第3級	〃 245 〃
	第4級	〃 213 〃
	第5級	〃 184 〃
	第6級	〃 156 〃
	第7級	〃 131 〃
障害補償一時金	第8級	〃 503 〃
	第9級	〃 391 〃
	第10級	〃 302 〃
	第11級	〃 223 〃
	第12級	〃 156 〃
	第13級	〃 101 〃
	第14級	〃 56 〃

たとえ障害が残っていても、障害の程度が14級に至らない場合には障害補償は支給されません。

### (3) 支給額の調整及び制限

同一事由に基づく他の公的年金が給付されている場合は、支給額が調整されることがあります（共済組合の年金は調整の対象外）。

第三者から加害を受けた場合で、自動車損害賠償責任保険から後遺障害に係る賠償金が支払われる場合等、加害者から賠償を受ける場合は、支給が調整（停止又は減額）されることがあります。このため、賠償金の額が決定されるまで支給を保留することがあります。

職員の故意の犯罪行為又は重大な過失により災害を発生させたときは、補償の一部が制限されます。

### (4) 障害特別支給金（福祉事業）

障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

障害等級	支給額
第1級	342万円
第2級	320万円
第3級	300万円
第4級	264万円
第5級	225万円
第6級	192万円
第7級	159万円

障害等級	支給額
第8級	65万円
第9級	50万円
第10級	39万円
第11級	29万円
第12級	20万円
第13級	14万円
第14級	8万円

### (5) 障害特別援護金（福祉事業）

障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

#### 公務災害

障害等級	支給額
第1級	1,435万円
第2級	1,395万円
第3級	1,350万円
第4級	865万円
第5級	745万円
第6級	620万円
第7級	500万円

障害等級	支給額
第8級	320万円
第9級	255万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	110万円
第13級	80万円
第14級	50万円

通勤災害

障害等級	支給額
第1級	845万円
第2級	820万円
第3級	790万円
第4級	500万円
第5級	430万円
第6級	360万円
第7級	300万円

障害等級	支給額
第8級	190万円
第9級	150万円
第10級	120万円
第11級	90万円
第12級	70万円
第13級	50万円
第14級	35万円

(6) 障害特別給付金（福祉事業）

障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対し年金として、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として、それぞれ当該障害補償の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は150万円にそれぞれ下表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内とします。

種別	障害の等級	支給額
障害補償年金	第1級	365分の313
	第2級	〃 277
	第3級	〃 245
	第4級	〃 213
	第5級	〃 184
	第6級	〃 156
	第7級	〃 131
障害補償一時金	第8級	〃 503
	第9級	〃 391
	第10級	〃 302
	第11級	〃 223
	第12級	〃 156
	第13級	〃 101
	第14級	〃 56

## (7) 等級の決定方法

公務又は通勤により、2以上の障害が残った場合は、最も重い障害等級の区分に応じ、障害等級を決定します。

ただし、次に掲げる場合には、下表のうち最も有利なものによって決定した障害等級の区分に応じ、障害等級を決定します。

障害の程度	併合による等級
第13級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の1級上位の等級
第8級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の2級上位の等級
第5級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の3級上位の等級

## (8) 請求（申請）手続き

障害補償の支給を受けようとするものは、任命権者を經由して基金支部へ「障害補償年金請求書・障害特別支給金申請書・障害特別援護金申請書・障害特別給付金申請書」（様式第9号）又は「障害補償一時金請求書・障害特別支給金申請書・障害特別援護金申請書・障害特別給付金申請書」（様式第11号）を提出しなければなりません。（業務規程第13条）

請求に当たっては、申請書、平均給与額算定書のほか、下表の書類及び資料を添付してください。

書類又は資料	留意事項
障害程度診断書	診断書は、治ゆ年月日の確認ができ、かつ、障害の程度についての所見が記されているものを提出すること。（支部様式第15号。歯牙の場合は支部様式第15号の2。）
レントゲン写真	レントゲン写真は必要に応じ、患側だけでなく、健側についても提出すること。
障害部位の写真	欠損障害、変形障害、醜状障害が残っている場合には、障害部位の写真を提出すること（写真は必要に応じ、カラー写真を使用してください。）。
出勤簿の写し	災害発生日の属する月の前月から起算して過去3か月間の出勤状況がわかるものを提出すること。
給与明細等の写し	災害発生日の属する月の前月から起算して過去3か月間に、被災職員に支払われた給与及び補償事由発生日時点の給与を確認できるものを提出すること。

時間外勤務手当など、勤務月の翌月に支払いが行われているものについては、実際に勤務した月に参入して平均給与額を計算します。そのため、災害発生日の属する月の給与明細についても提出してください。

例：平成24年7月1日に災害が発生した場合

- ① 平均給与額は平成24年4月・5月・6月に支払われる給与を元に算定。
- ② 6月に行った時間外勤務等の手当は7月に支払われるため、7月の給与明細等を確認する必要がある。
- ③ 過去3か月の給与を確認するために、平成24年4月・5月・6月・7月の4か月分の給与明細等を提出する。

## (9) その他の補償

### ア 障害補償年金差額一時金

障害補償年金の受給権者が死亡したとき、すでに支払われた障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額が別に定める額に達しないときは、その遺族に対し、その請求に基づきその差額に相当する額の障害補償年金差額一時金が支給されます。この場合、障害差額特別給付金として障害特別給付金と同様の方法で算出された額が福祉事業として支給されます。

### イ 障害補償年金前払一時金

障害補償年金の受給権者が申出たときは、その者の年金の一部を「障害補償年金前払一時金」として障害等級に応じた一定の範囲内で前払いすることとされています。前払いが行われた場合、その額に達するまでは年金の支給が停止されます。

なお、この申出は年金の支払いに先立って行われることが原則です。

これらに該当すると思われる事案があった場合は、基金支部にお問い合わせください。

## (10) その他の福祉事業

このほか、外科後処置、休養、リハビリテーション、補装具、アフターケア、奨学援護金、就労保育援護金、ホームヘルパー等の派遣等に該当する場合があります。これらについては「福祉事業」の項を参照してください。

## 5 介護補償

### (1) 支給対象者

介護補償は、傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給されます。

(法第30条の2)

ただし、次に掲げる施設に入院又は入所している場合には、介護補償は行われません。

- ア 病院又は診療所（介護保険法第8条第24項に規定する介護老人保健施設を含む）
- イ 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活保護を受けている場合に限る）
- ウ 総務大臣が定める次に掲げる施設
  - (ア) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
  - (イ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する原子爆弾被爆者特別養護ホーム

## (2) 支給額

常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給するとされています。(法第30条の2)

また、支給は日を単位として行われますが、いずれの状態の場合も、新たに介護を開始する月にあっては介護に要する費用の実額となります。

これらに該当すると思われる事案があった場合は、基金支部にお問い合わせください。

## 6 遺族補償とその福祉事業

職員が公務又は通勤により死亡した場合には、請求によりその遺族に対して遺族補償年金又は遺族補償一時金が支給されます。(法第31条～第39条)

### (1) 遺族補償年金

遺族補償年金を受けることができる遺族を年金の「受給資格者」といいます。「受給資格者」とは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で、次頁の表に掲げる要件に該当するものとされています。

職員との続柄		受給資格者となりうる要件			受給権の順位
		生計維持関係	年 齢		
配偶者 (内縁関係を含む)	妻	職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたこと	年齢は問わない	障害等級第7級以上の障害の状態にある場合は年齢を問わない	1
	夫		60歳以上		
子(養子を含む)			18歳未満		2
父 母	養父母		60歳以上		3
	実父母				4
孫(養子を含む)			18歳未満		5
祖 父 母			60歳以上		6
兄 弟 姉 妹			18歳未満 又は 60歳以上		7
特例遺族	夫				8
	養父母				9
	実父母		55歳以上		10
	祖父母		60歳未満		11
	兄弟姉妹		12		

※年齢は職員の死亡当時のものです。

遺族補償年金はすべての受給資格者に支給されるものではなく、その受給資格者のうちの最優先順位にある遺族に対して支給されます。この遺族を「受給権者」といいますが、同順位の者が2人以上いるときは、それぞれが受給権者となります。

## (2) 支給額

遺族補償年金の額は、受給権者及び受給権者と生計を同一にする受給資格者の人数の区分に応じて次頁の表のとおり支給されます。

遺族の人数		年金の額
1人	① ②以外の場合	平均給与額に153を乗じて得た額
	② 55歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある場合	〃 175 〃
2人		〃 201 〃
3人		〃 223 〃
4人以上		〃 245 〃

### (3) 受給権、受給資格の消滅及び支給の調整

遺族補償年金を受ける権利は、受給権者が次のいずれかに該当した場合には消滅し、これを「失権」といいます。受給資格者が次のいずれかに該当した場合も受給資格は消滅しますが、これを「失格」といいます。

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻（内縁関係を含む。）をしたとき
- ③ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
- ④ 離縁によって、死亡職員との親族関係が終了したとき
- ⑤ 子、孫又は兄弟姉妹が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の当時から引き続き一定の障害の状態にある時を除く。）
- ⑥ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった60歳未満の夫、父母、又は祖父母がその障害の状態でなくなったとき
- ⑦ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった18歳以上の子又は孫がその障害の状態でなくなったとき
- ⑧ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった18歳以上かつ60歳未満の兄弟姉妹がその障害の状態でなくなったとき

受給権者が失権したとき、同順位者がなく、後順位者がある場合は、次順位者が受給権者となり、年金の支給を受けることとなります。これを「転給」といいます。受給権者が失権したとき、受給資格者がほかにいない場合は年金の支給は終了します。

公務又は通勤による災害に基づき、他の公的年金が支給されている場合は、支給額が調整されることがあります（共済組合の年金は調整の対象外）。

### (4) 遺族補償一時金

遺族補償一時金は次の場合に支給されます。

- ① 職員の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者がいないとき
- ② 職員の死亡当時、遺族補償年金の受給権者がいたが、年金の支給開始後に失権し、

他に受給権者がなく、しかもそれまでに支給された年金の合計額が仮に受給権者が職員の死亡当時この一時金を受けたとした場合に支給されるべき遺族補償一時金の額に満たない場合

遺族補償一時金の受給資格者・受給権者の順位と支給額は下表のとおりです。受給資格者のうち最優先順位の者が受給権者となることは遺族補償年金と同じです。

受給資格者		順位	支給額 (平均給与)	
祖父母	生計維持関係のあった者 (55 歳未満)	6	1,000 日分	
	生計維持関係のなかった者	13	"	
父母	生計維持関係のあった者 (55 歳未満)	養父母	3	"
		実父母	4	"
	生計維持関係のなかった者	養父母	10	"
		実父母	11	"
		兄弟姉妹	7	"
職員	配偶者	生計維持関係のあった者 (18 歳以上 55 歳未満)	14	"
		生計維持関係のなかった者	1	"
子	生計維持関係のあった者 (18 歳以上)	生計維持関係のあった者 (55 歳未満の夫)	2	"
		生計維持関係のなかった者	9	"
孫	生計維持関係のあった者 (18 歳以上)	生計維持関係のなかった者	5	"
		生計維持関係のなかった者	12	"
その他主として生計維持関係のあった者	三親等内の親族 (18 歳未満 又は 55 歳以上 (配偶者の父 母、伯叔父母、甥、姪等) その他の者	三親等内の親族 (18 歳未満 又は 55 歳以上 (配偶者の父 母、伯叔父母、甥、姪等) その他の者	8	700 日分
		その他の者	8	400 日分

#### (5) 遺族特別支給金 (福祉事業)

遺族特別支給金は、遺族補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

遺族補償の受給権者の区分	支給額
遺族補償年金の受給権者	300 万円
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	300 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は第 7 級以上の等級の障害に該当する状態にある 3 親等内の親族	210 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上欄に掲げる者以外の者	120 万円

(6) 遺族特別援護金（福祉事業）

遺族特別援護金は、遺族補償の受給権者に対し、下表に掲げる額が一時金として支給されます。

遺族補償の受給権者の区分	支給額	
	公務災害	通勤災害
遺族補償年金の受給権者	1,735 万円	1,045 万円
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹	1,735 万円	1,045 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち、職員の死亡の当時 18 歳未満若しくは 55 歳以上の 3 親等内の親族又は第 7 級以上の等級の障害に該当する状態にある 3 親等内の親族	1,215 万円	730 万円
遺族補償一時金の受給権者で、上欄に掲げる者以外の者	695 万円	420 万円

(7) 遺族特別給付金（福祉事業）

遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者に対し年金として、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として、当該遺族補償の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は150万円にそれぞれ下表に掲げる率を乗じて得た額の範囲とされています。

遺族補償年金の受給権者

遺族の人数の区分		率
1 人	① ②以外の場合	365 分の 153
	② 55 歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある妻	365 分の 175
2 人		365 分の 201
3 人		365 分の 223
4 人以上		365 分の 245

### 遺族補償一時金の受給権者

遺族補償一時金の受給権者の区分	率
遺族補償一時金の受給権者で、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	365分の1,000
遺族補償一時金の受給権者で、上記以外の者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は障害等級第7級以上の障害の状態にある3親等内の親族	365分の700
遺族補償一時金の受給権者で、上欄に掲げる者以外の者	365分の400

#### (8) その他の補償

遺族補償前払一時金は、遺族の申出により遺族補償年金の一部を一時金として支給するものです。支給額は平均給与額の1,000日分の範囲内ですが、支給を受けた一時金の額に達するまで、遺族補償年金の支給は停止されます。

#### (9) その他の福祉事業

上記のほか、奨学援護金、就労保育援護金の受給資格に該当する場合があります。詳しくは「福祉事業」の項を参照してください。

#### (10) 請求（申請）手続

##### ア 遺族補償年金

遺族補償年金の支給を受けようとする者は、職員が死亡したとき所属していた任命権者を經由して基金支部へ「遺族補償年金請求書・遺族特別支給金申請書・遺族特別援護金申請書・遺族特別給付金申請書」（様式第14号）を提出しなければなりません。（業務規程第15条）

この請求書には、平均給与額算定書のほか、請求者が年金の受給権者であることと、後順位者が受給資格者であるために必要とされる職員の死亡当時の生計維持関係を証明できる書類など、年金の支給を受けるに当たって、その事実を立証できる書類を添付することになっています（詳しくはP. 89添付書類一覧表を参照してください）。

また、受給権者が2人以上いる場合は、原則として、そのうち1人を代表者に選任し、その旨文書によって基金支部へ届け出なければなりません。（施行規則第31条）

支給決定通知は、受給権者に対し行われますが、受給権者が2人以上いる場合で、代表者を選任している場合には、代表者に対して行われます。なお、受給権者には支給決定通知とともに「年金証書」が交付され、支払いは各支給期月（毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月）に各支給期月の前月分までを、受給権者の預金口座に振り込むことにより行います。

## イ 遺族補償一時金

遺族補償一時金の支給を受けようとする者は、職員が死亡したときに所属していた任命権者を經由して基金支部へ「遺族補償一時金請求書・遺族特別支給金申請書・遺族特別援護金申請書・遺族特別給付金申請書」(様式第23号)に平均給与額算定書及び受給権者であることを証明する書類を添付して提出しなければなりません(P. 89添付書類一覧表参照)。この場合、一時金の受給権者が2人以上いる場合には、特に代表者の選任を予定していないので、一時金の額を等分して受給権者に支払われます。

## 7 葬祭補償

### (1) 補償の内容

職員が公務災害又は通勤災害により死亡した場合、請求により、その死亡した職員の葬祭を行う者に対し、葬祭補償が支給されます。(法第42条)

葬祭補償の額は、地方公務員災害補償法施行令(以下、施行令という。)第2条の2に基づき315,000円に平均給与額の30日分に相当する額を加算した額か、平均給与額の60日分に相当する額か、いずれかの高い額となります。(施行令第2条の2、同附則第1条の2)

次のいずれか高い額を支給する。

- ① 315,000円+平均給与額×30(日)
- ② 平均給与額×60(日)

葬祭補償は遺族補償と異なり、受給の順位というものはなく、現実に葬祭を行った者に支給されます。

### (2) 請求手続

葬祭補償の支給を受けようとする者は、葬祭補償請求書(様式第25号)に平均給与額算定書及び葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭の費用の負担者のわかる書類(例えば、会葬通知等)を、職員が死亡したとき所属していた任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

## 8 年金たる補償の受給権者の報告義務

### (1) 障害、遺族の現状報告

年金たる補償の受給権者は、年に1回、その年度の2月末までに、その障害、遺族の状況について、被災時の任命権者を經由して基金支部に報告しなければならない義務があります。(施行規則第36条)

傷病補償年金	障害の現状報告書（傷病補償年金）（様式第39号）
障害補償年金	障害の現状報告書（障害補償年金）（様式第40号）
遺族補償年金	遺族の現状報告書（様式第41号）

### (2) その他の報告

年金たる補償の受給権者は、(1)のほか、下表のとおり補償の種類に応じて、基金支部へ報告をしなければならない義務があります。

年金たる補償の受給権者の報告義務一覧表

補償の種類	義務の内容	様式	根拠規定
傷病補償年金	次に掲げる場合には届け出なければならない。 ① 負傷又は疾病が治った場合 ② 障害の程度に変更があった場合	① 治癒報告書（支部様式第14号） ② 指定なし（診断書を添付）	施行規則第37条1項
障害補償年金	障害の程度に変更があった場合は届け出なければならない。	障害補償変更請求書（様式第13号） ※障害程度診断書を添付	同上
遺族補償年金	次に掲げる場合には届け出なければならない。 ① 婚姻、養子、離縁等所定の事由により、権利が消滅した場合 ② 遺族の数に増減があった場合（死亡、一定の年齢に達したときなど）	指定なし（事実を証明する書類を添付）	同上
すべての年金	次に掲げる場合には届け出なければならない。 ① 氏名、住所、振込口座を変更したとき ② 死亡したとき（遺族が届け出ること。）	指定なし（事実を証明する書類を添付）	同上

添付書類一覧表

区分	提出書類	摘要
遺族補償年金	① 死亡診断書、死体検案書、検死調書 ② 戸籍謄本又は抄本 ③ 生計維持関係証明書 ④ 住民票の謄本 ⑤ 婚姻関係証明書 ⑥ 診断書 ⑦ 選任届 ⑧ 旧船員保険法、旧厚生年金法の遺族年金、旧国民年金法の母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金、厚生年金保険法の遺族厚生年金、国民年金の寡婦年金にかかる年金証書の写し ⑨ その他	① 添付書類中、認定請求と重複している場合は省略できる。 ⑤ いわゆる「内縁関係」の場合 ⑥ 遺族が障害等級7級以上の障害の状態にある場合 ⑦ 請求の代表者を選任した場合 ⑧ この請求と同一事由に基づく左記年金が給付されている場合
遺族補償一時金	① 死亡診断書、死体検案書、検死調書 ② 戸籍謄本又は抄本 ③ 婚姻関係証明書 ④ 生計維持関係証明書 ⑤ 主として職員の収入によって生計を維持していた証明書 ⑥ 遺言又は予告たる証明書 ⑦ その他	① 添付書類中、認定請求と重複している場合は省略できる。 ④ いわゆる「内縁関係」の場合 ⑤ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の場合 ⑥ 請求者が死亡職員の遺言又はその任命権者に対する予告により特に指定された者である場合